

最高裁秘書第2514号

令和7年8月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

弁護士任官者については、事件の引継等その他の事情がある場合、個別の希望を踏まえて、本来の採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしていることが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年11月19日付け（同月20日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第19号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）